

移動等円滑化取組計画書

令和2年1月30日

住 所 東京都立川市高松町2丁目27番27号

事業者名 立川バス株式会社

代表者名 代表取締役 菅澤 一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が保有する一般路線バスにおいては、2018年度末時点のノンステップバスの導入率は92.5%となっており、今後も車両の更新については継続してノンステップバスの導入を進めていく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・高齢者、障害者の方が快適にご利用できるよう介助支援及び接遇の向上のために乗務員教育を継続して実施する。
- ・お客様に対して車内事故防止の啓発を実施していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを12両導入する。(うち2両は、ワンステップバスからノンステップバス、ツーステップバスからノンステップバスへの代替)(2019年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降の介助・支援	全乗務員に接遇マニュアルを配布すると共に教育を実施する。 (2019年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスに液晶運賃表示器を導入し、解りやすく情報を提供する。(2019年度) ・車内案内放送に子供の声を用い、より一層車内事故防止の啓発に努める。(2019年度)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	全営業所・全乗務員について、新型車椅子も含め改めて安全な固定について教育を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・接遇マニュアルを改訂し、全乗務員に配布する。(2019年度) ・利用客の多い停留所3箇所を上屋を設置する。(2019年度) ・メールや電話で寄せられるご意見・ご要望を社内で共有し、取り組み・改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。